

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00016 沿革（略） <u>平成26年9月24日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政 法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易 代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するも のとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00016 沿革（略）</p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政 法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易 代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するも のとする。</p>	
<p>（付保対象等）</p> <p><b>第1条</b> 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した附帯別表第1に<u>定める</u>貸付契約（以下 「貸付契約」という。）のすべてについて貸付契約の締結後、原則 として、1月以内に日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本 貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された貸付 契約について銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付（<u>貸付金債権 等</u>）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014。以下「約 款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補す る責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約につ いて、貿易代金貸付（<u>貸付金債権等</u>）保険外貨建対応方式特約書 （平成17年4月1日 05 - 制度 - 00017。以下「外貨建特約書」 という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約 書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任 じる。</p>	<p>（付保対象等）</p> <p><b>第1条</b> 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結した附帯別表第1に<u>掲げる輸出代金貸付契 約及び仲介貿易代金貸付契約</u>（以下「貸付契約」という。）のす べてについて貸付契約の締結後、原則として、1月以内に日本貿 易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに 基づいて保険契約が締結された貸付契約について銀行等の受ける 損失を、貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）及び この特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約につ いて、貿易代金貸付保険（<u>外貨建対応方式</u>）特約書（平成17年4 月1日 05 - 制度 - 00017。以下「外貨建特約書」という。）が付 された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特 約書の定めるところに従い、てん補する責めに任じる。</p>	
<p><b>第2条～第4条</b>（略）</p>	<p><b>第2条～第4条</b>（略）</p>	
<p>（貸付契約の内容の変更）</p> <p><b>第5条</b> 銀行等は、<u>貸付契約について約款第20条第1項に規定す</u></p>	<p>（貸付契約の内容の変更）</p> <p><b>第5条</b> 銀行等は、約款第20条第1項に規定する<u>貸付契約の変更</u></p>	

新	旧	備考
<p>る重大な内容変更等を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付契約の変更等のあった日から1月以内かつ償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。</p>	<p>等を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付契約の変更等のあった日から1月以内かつ償還期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。</p>	
2 (略)	2 (略)	
第6条 (略)	第6条 (略)	
<p>(保険料の返還等)  <b>第7条</b> 貸付契約に係る輸出契約等（<u>附帯別表第1に定める「輸出契約等」をいう。以下この条において同じ。</u>）に基づく輸出貨物の輸出、仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸、若しくは技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「<u>技術の提供等</u>」という。）又は貸付契約に基づく債権の取得が、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「<u>外為法</u>」という。）第16条、第21条、第25条若しくは第48条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第67条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第23条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該貸付契約に係る<u>貿易代金貸付保険</u>の保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	<p>(保険料の返還等)  <b>第7条</b> 貸付契約に係る輸出契約又は<u>仲介貿易契約</u>（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の輸出、仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は貸付契約に基づく債権の取得が、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条、第21条、第25条若しくは第48条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第67条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第23条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該貸付契約に係る<u>貿易一般保険</u>の保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	
<p>2 <u>貸付契約に係る輸出契約等</u>に基づく<u>仲介貿易貨物の船積</u>が、船積国の法令に基づいて承認を受けなければならない場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）には、<u>貿易代金貸付保険</u>の保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	<p>2 <u>仲介貿易代金貸付契約</u>に係る<u>仲介貿易契約</u>に基づく貨物の船積が、船積国の法令に基づいて承認を受けなければならない場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（<u>約款第3条各号のいずれかに該当する事由</u>又は<u>仲介貿易契約の当事者の責めに帰すべき事由</u>により船積することができなくなった場合を除く。）には、<u>貿易一般保険</u>の保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。</p>	
<p>3 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算（誤記の修正を申請したことに伴う保険料の調整を含む。）した保険料の</p>	<p>3 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算（誤記の修正を申請したことに伴う保険料の調整を含む。）した保険料の</p>	

新	旧	備考
額を超えるときは、その差額を返還する。	額を超えるときは、その差額を返還する。	
<p>4 日本貿易保険は、前3項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（銀行等の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には、失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、貸付契約の貸付金の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。</p>	<p>4 日本貿易保険は、前3項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（銀行等の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には、失効又は解除により日本貿易保険が責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、貸付契約の貸付金の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。</p>	
5 （略）	5 （略）	
第8条～第11条 （略）	第8条～第11条 （略）	
<p><u>（特約書の終了）</u>  <u>第12条 銀行等について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</u>  <u>2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</u></p>		
<p><u>（特約書又は約款の改正）</u>  <u>第13条 第1条に規定する期間中に貿易保険法（昭和25年法律第67号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</u></p>	<p><u>（特約書又は約款の改正）</u>  <u>第12条 第1条に規定する期間中に貿易保険法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</u></p>	
<p><u>（特約書又は約款の改定の申込等）</u>  <u>第14条 第1条に規定する期間中に外為法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。</u></p>	<p><u>（特約書又は約款の改定の申込等）</u>  <u>第13条 第1条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。</u></p>	

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
<p>(他の手続事項)</p> <p><b>第 15 条</b> この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p>	<p>(他の手続事項)</p> <p><b>第 14 条</b> この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p>	
<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">銀行名 印</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">銀行名 印</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p>	

新	旧	備考
<p><b>附帯別表第1</b></p> <p>次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <p><u>一</u> 以下のイ又はロに該当する貸付契約</p> <p>イ <u>貿易一般保険包括保険が付保されている一の契約(ただし、一の契約が技術提供契約のみに該当する場合を除くほか、一の契約に技術提供契約が含まれる場合であって、技術提供契約に基づく技術の提供等の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金若しくは賃貸料、又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料の額のいずれをも超える場合を除く。以下「輸出契約等」という。)</u>に基づく輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価(以下「代金等」という。)の支払に充てられる資金の貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。</p> <p>ロ <u>輸出契約等に基づく代金等の支払に充てられる資金の貸付契約(国際協力銀行と協調して貸し付ける契約に限る。)</u></p>	<p><b>附帯別表第1</b></p> <p>次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <p><u>1</u> 以下のイ又はロに該当する貸付契約</p> <p>イ <u>貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約(法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)</u>に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。</p> <p>ロ <u>輸出契約及び仲介貿易契約(法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。)</u>に係る、<u>輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約(国際協力銀行と協調して貸付ける契約に限る。)</u></p>	
<p><u>二</u>～<u>三</u> (略)</p>	<p><u>2</u>～<u>3</u> (略)</p>	
<p><b>附帯別表第2</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する貸付契約</p> <p><u>一</u>～<u>五</u> (略)</p>	<p><b>附帯別表第2</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する貸付契約</p> <p><u>1</u>～<u>5</u> (略)</p>	